

令和4年1月14日

各社会福祉施設等設置者様

広島県健康福祉局長
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52〕
地域福祉課

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための集中対策の変更について（通知）

本県では、1月7日から「まん延防止等重点措置の適用に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための集中対策」に取り組んでいるところですが、感染が県内全域へ拡大していることを踏まえ、1月14日から重点措置区域を県内全域に拡大することを決定いたしました。

ついては、貴施設の職員及びその家族に対して、「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための集中対策（令和4年1月13日変更）」に記載されている県民、事業者への要請内容について周知・徹底していただきますようお願いいたします。

1 対策期間

令和4年1月7日（金）から1月31日（月）まで （変更なし）

2 要請内容

別添「まん延防止等重点措置」の適用に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための集中対策」の「3 県民、事業者への要請【全県共通】」及び別紙「重点措置区域の住民、事業者への要請」のとおり。 （変更あり）

○要請内容の変更点（太字下線部が変更箇所）

◆別紙の1の区域における飲食店等の利用

- ・ 同一グループの同一テーブルでの 会食は4人以内とすること。
- ・ 要請に係る営業時間以外の時間に、当該飲食店等にみだりに出入りしないこと。【法第31条の6第2項に基づく要請】、
- ・ 営業時間の短縮要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。

◆他地域への移動の自粛【法第24条第9項に基づく要請】

- ・ 県境を越える移動は、最大限、自粛すること。
- ・ どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地で検査を受けること。
- ・ 他の都道府県からの来訪者と面会する機会がある場合、感染リスクを考慮した行動を行うこと。事業者においては、出張時期の変更やWeb会議への切替えの検討などを行うこと。
- ・ 県内の市町をまたぐ移動は、日常生活上必要な買い物など外出の半減と合わせ、極力、控えること。
- ・ なお、上記の往来は通勤・通学や医療機関の受診まで制限するものではない。

【社会福祉施設等に係る施設担当部署】

施設分野	施設分類（事業所等を含む。）	施設担当課及び担当グループ	連絡先
児童関係施設	子育て支援関係施設等	子供未来応援課 ネウボラ推進グループ	082-513-3175
	保育所・認定こども園等	安心保育推進課 保育グループ	082-513-3174
	児童養護施設等関係施設等	こども家庭課 児童グループ	082-513-3167
	母子・父子及び婦人関係施設等	こども家庭課 家庭グループ	082-513-3173
障害児者関係施設	障害者（児）関係施設等	障害者支援課 指導検査グループ	082-513-3158
	福祉ホーム等	障害者支援課 地域生活・発達障害グループ	082-513-3157
	点字図書館	障害者支援課 計画・県立施設グループ	082-513-3161
高齢者関係施設	老人福祉施設等	地域福祉課 老人福祉施設グループ	082-513-3199
	介護保険施設等	地域福祉課 介護保険事業者指導グループ	082-513-3208
その他施設	地域福祉センター等	地域福祉課 地域福祉グループ	082-513-3144
	保護施設等関係施設等	社会援護課 生活保護グループ	082-513-3148
	隣保館	わたらしい生き方応援課 人権施策推進グループ	082-513-2734